

第3次

売上回復のための新たな取組を支援します!!

弘前商工会議所事業活動持続チャレンジ応援補助金

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市内の中小企業者等が観光客の減少や外出自粛、個人消費の落ち込みによって業種、業態を問わず多大な影響を受け、売り上げが落ち込んでいることから、個別の中小企業者等が行う事業活動を継続するためにチャレンジする取組を対象に、事業費の一部を補助します。

■対象となる事業

中小企業者及び小規模事業者等が行う、事業活動の持続を目的として、売り上げ回復のために行う新たな取組等に対し、**30万円**を上限に補助します。

※補助率：中小企業者5分の4、小規模事業者等10分の9

■公募件数（応募者多数の場合は厳正なる審査の上、補助採択者を決定いたします）

① 売上回復枠 200件

◇「売上回復枠」の対象となる取組みの例◇

事業活動持続のため売上回復に資する販売促進等の取組みに係る経費が対象

- ・事業の周知や新規顧客獲得のためにチラシを作成、配布
- ・ホームページの開設やショッピング機能拡充などのリニューアル
- ・テイクアウト対応強化のための冷蔵冷凍庫の大型化
- ・移動販売のための車両改装、購入

② 衛生対策枠 100件

◇「衛生対策枠」の対象となる取組みの例◇

換気・衛生対策等における設備導入の取組みに係る経費が対象

- ・事業所内の感染防止対策として空気清浄機を購入、設置
- ・パーテーション設置による飛沫感染防止対策
- ・ウイルス対策機能付きの空調設備を導入

■申請受付期限

令和2年**9月28日**(月)午前9時から令和2年**10月9日**(金)午後5時(必着)

申請・問合せ先

弘前商工会議所 地域・産業振興課

〒036-8567 青森県弘前市上鞆師町18-1 TEL:0172-33-4111

制度概要

※詳細は弘前商工会議所ホームページに掲載する実施要領をご確認ください。

(1)補助対象者

- ・市内で事業を営んでいる中小企業者等及び小規模事業者又はこれらに準ずる者
- ・市内で現に事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げがおおむね20%以上または利益が著しく減少していること
- ・市税等の滞納がないことが事実であることを宣誓していること
- ・本補助金を利用したことが無いもの

(2)補助対象となる事業

中小企業者及び小規模事業者等が行う、事業活動の持続を目的として、売り上げ回復のために行う新たな取り組み。

※「補助金を原資として割引を行い販売促進する事業」及び「補助事業の実施により、来客が一時的に集中し、感染拡大につながる恐れのある『売り出し』のような事業」は対象外。

※単なる経費削減のための事業(通常発生する経費への補填等)は対象外。

(3)補助対象経費

広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、備品購入費、工事請負費、外注費

(4)補助金額及び補助率

補助限度額:30万円 補助率:中小企業者(4/5)、小規模事業者等(9/10)

(5)公募件数

①売上回復枠(200件):事業活動持続のため売上回復に資する販売促進等の取組みに係る経費

②衛生対策枠(100件):換気・衛生対策等における設備導入の取組みに係る経費

※①、②どちらの経費も発生する場合、補助対象経費合計額のうち2分の1を超える経費が発生する取組みの枠での申請となります。

※応募者多数の場合は厳正なる審査の上、補助採択者を決定いたします。

(6)申請受付期限

令和2年9月28日(月)から令和2年10月9日(金)午後5時(必着)

(7)補助対象期間

交付決定日から令和2年12月25日(金)まで

※上記期間内に事業完了および実績報告書の提出が出来ない場合は補助金の交付ができません

《申請の流れ》

① 申請書類を作成し、受付期限までに弘前商工会議所へ申請書類を提出

② 申請書類の審査、採択・不採択の決定

③ (以下、採択の場合)交付決定後、補助事業実施

④ 補助事業が完了次第すみやかに実績報告書等の提出(12/25まで)

⑤ 弘前商工会議所による報告書等の確認

⑥ 報告書等の不備、不足がない場合、補助金を振込(精算払い)

申請書は弘前商工会議所ホームページよりダウンロードできます

<http://www.hcci.or.jp/>